

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 樋 口 清二郎

教育施設課

監査結果公表日 令和 8 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 8 年 8 月 27 日

[監査の結果]	[措置の内容]
施設修繕料の執行において、同一の修繕に対し支払が二重に行われている事例が 2 件見受けられた。なお、2 件のうち 1 件は受注業者からの申出により返還済みであった。 二重に支払が行われた原因は、所管課によると、既に支払済みであった修繕について、受注業者が支払書類の提出がまだであると誤認し再度所管課に提出したこと、また、所管課も支払済みであることを確認せず支払手続を進めてしまったことによるものであるとのことであった。 重複した支払について速やかに返還を求めるとともに、今後同様のことが生じないよう、執行状況の管理を適切に行うなど再発防止策を講じられたい。	監査の指摘を受け、令和 8 年 6 月 5 日に当該受注業者に対し支払重複分の返還請求を行い、同月 9 日付けで公金となったことを確認いたしました。 今後このようなことのないよう、再発防止策として、発注案件を年度ごとに一覧表に整理し、支払を終えたものから消込作業を行い、適時確認を徹底することにより、課内の誰もが最新情報を把握できるよう整理いたしました。 また、出納整理期間は、リスクが更に高まるため、新年度の支払時に前年度の支払情報を参照することにより、二重払を防止するようにいたします。